

## ○津山圏域クリーンセンターリサイクルプラザ条例施行規則

平成27年11月13日

### 津山圏域資源循環施設組合規則第12号

#### (目的)

第1条 この規則は、津山圏域クリーンセンターリサイクルプラザ条例（平成27年津山圏域資源循環施設組合条例第8号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

#### (使用申請)

第2条 条例第7条第1項の規定により津山圏域クリーンセンターリサイクルプラザ（以下「リサイクルプラザ」という。）の使用許可を受けようとする者は、津山圏域クリーンセンターリサイクルプラザ使用許可申請書（様式第1号）を管理者に提出しなければならない。許可を受けた事項又は内容を変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の申請書の受付は、使用日の属する月の6箇月前の月の初日（その日が休館日のときは、その日後において最も近い開館日とする。）からとする。ただし、管理者が特に必要と認めるときは、この限りでない。

#### (使用許可)

第3条 管理者は、リサイクルプラザの使用を許可したときは、津山圏域クリーンセンターリサイクルプラザ使用許可書（様式第2号）を申請者に交付するものとする。

#### (使用許可の順位)

第4条 使用許可の順位は、申請順によるものとする。ただし、管理者が特に必要と認めるときは、この限りでない。

#### (連続使用の制限)

第5条 リサイクルプラザを連続して使用できる期間は、7日とする。ただし、管理者が特に必要と認めるときは、この限りでない。

#### (使用料の減免)

第6条 条例第9条の規定により、リサイクルプラザの使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、使用料を免除し、又は減額することができる。

- (1) 組合又は組合を構成する市町が主催若しくは共催する事業のために使用するとき。
- (2) 資源の有効活用、ごみの減量化及びリサイクルの推進等に関する環境学習を目的とした事業のために使用するとき。
- (3) その他、管理者が特に必要と認めるとき。

2 前項の使用料の免除又は減額を受けようとする者は、津山圏域クリーンセン

ターリサイクルプラザ使用料減免申請書（様式第3号）を管理者に提出しなければならない。

（使用時間の解釈及び延長）

第7条 使用時間は、実際に利用する時間のほか、その準備及び後片付けに要する時間を含むものとする。

- 2 使用者は、使用を開始した後においては利用時間を延長することができない。ただし、管理者が特に認めた場合で、延長する利用時間に係る利用料金が納付されたときは、この限りでない。

（使用許可の取り消し）

第8条 使用者は、リサイクルプラザの使用許可の取り消しの承認を受けようとするときは、津山圏域クリーンセンターリサイクルプラザ使用許可取消申請書（様式第4号）を管理者に提出しなければならない。

（使用料の還付）

第9条 条例第10条ただし書の規定により、既納の使用料を還付することができる特別の事由及びその額は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 災害又は使用者の責めに帰さない事由により、リサイクルプラザを使用することができなくなった場合 全額
  - (2) 使用者が使用開始日の14日前までに、使用許可の取り消しの承認を受けた場合 全額
  - (3) 使用者が使用開始日の7日前までに、使用許可の取り消しの承認を受けた場合 5割に相当する額
- 2 前項の使用料の還付を受けようとする者は、津山圏域クリーンセンターリサイクルプラザ使用料還付申請書（様式第5号）を管理者に提出しなければならない。

（遵守事項）

第10条 リサイクルプラザの使用者及び入場者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 許可なくして募金その他これに類する行為をしないこと。
  - (2) 許可なくして物品の販売、宣伝、広告その他これらに類する行為（非営利行為を含む。）をしないこと。
  - (3) 許可なくして壁、柱、扉等に貼紙をし、又は立看板等を取り付けないこと。
  - (4) 所定の場所以外で飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないこと。
  - (5) 前各号のほか職員の指示する事項
- 2 使用者は、前項に規定することのほか、次の事項を守らなければならない。
    - (1) 利用する施設の定員を超えて入場させないこと。
    - (2) 火災、盗難、人身事故その他の事故の防止に努めること。
    - (3) 入場者に前項に規定する事項を遵守させること。

（毀損等の届出）

第11条 リサイクルプラザの施設、設備又は器具を毀損し、汚損し、又は滅失した者は、その旨を直ちに管理者に届け出て、その指示を受けなければならない。

(その他)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

付 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

津山圏域クリーンセンターリサイクルプラザ使用許可申請書

年 月 日

津山圏域資源循環施設組合 管理者 殿

申請者 住所(所在地)  
(団体名)  
氏 名  
(代表者職及び氏名)  
電 話 番 号

津山圏域クリーンセンターリサイクルプラザ条例第7条の規定により、津山圏域クリーンセンターリサイクルプラザの使用許可を受けたいので、次のとおり申請します。

使用施設	大研修室・小研修室・体験工房1・体験工房2
行事等の名称	
使用目的	(営利・非営利)
使用日時	年 月 日 (曜日) 午前・午後 時 分から 年 月 日 (曜日) 午前・午後 時 分まで (時間)
使用予定人数	人
使用責任者	氏名 連絡先
使用条件	(この欄には記入しないこと)

※ 使用料明細 (この欄には記入しないこと)

区分	施設 (A)	使用料額 (A)×108/100
施設使用料	円	円

※ 領収及び許可 (この欄には記入しないこと)

領収日及び番号	年 月 日 第 号	許可日及び番号	年 月 日 第 号
---------	-----------	---------	-----------

様式第2号（第3条関係）

津山圏域クリーンセンターリサイクルプラザ使用許可書

年 月 日

様

津山圏域資源循環施設組合

管理者 印

津山圏域クリーンセンターリサイクルプラザの使用について、次のとおり許可します。

使用施設	大研修室 ・ 小研修室 ・ 体験工房1 ・ 体験工房2
行事等の名称	
使用目的	( 営利・非営利 )
使用日時	年 月 日 ( 曜日 ) 午前・午後 時 分から 年 月 日 ( 曜日 ) 午前・午後 時 分まで ( 時間 )
使用予定人数	人
備考	注意 1 使用者は、リサイクルプラザの使用にあたっては、施設等を善良な使用責任者の注意をもって管理すること。 2 使用者は、使用を終えたときには直ちに施設等を現状に復すこと。 3 使用許可後、使用を取りやめる場合には必ず連絡すること。

様式第3号（第6条関係）

津山圏域クリーンセンターリサイクルプラザ使用料減免申請書

年 月 日

津山圏域資源循環施設組合 管理者 殿

申請者 住所(所在地)  
(団体名)  
氏 名  
(代表者職及び氏名)  
電話番号

津山圏域クリーンセンターリサイクルプラザ条例第9条の規定により、津山圏域クリーンセンターリサイクルプラザの使用料の減免について、次のとおり申請します。

使用施設	大研修室・小研修室・体験工房1・体験工房2
行事等の名称	
使用日時	年 月 日 ( 曜日) 午前・午後 時 分から 年 月 日 ( 曜日) 午前・午後 時 分まで ( 時間)
減免を受ける理由	

※ 減免判定 (この欄には記入しないこと)

減免区分	使用料算定額(税抜) (C)	減免額(D)	使用料確定額((C)-(D))×108/100
全額・半額	円	円	円

様式第4号（第8条関係）

津山圏域クリーンセンターリサイクルプラザ使用許可取消申請書

年 月 日

津山圏域資源循環施設組合 管理者 殿

申請者 住所(所在地)  
(団体名)  
氏 名  
(代表者職及び氏名)  
電話番号

津山圏域クリーンセンターリサイクルプラザの使用許可の取り消しについて、  
次のとおり申請します。

許可年月日	年 月 日	許可番号	第 号
使用許可施設	大研修室 ・ 小研修室 ・ 体験工房1 ・ 体験工房2		
行事等の名称			
使用許可日時	年 月 日 ( 曜日) 午前・午後 時 分から 年 月 日 ( 曜日) 午前・午後 時 分まで ( 時間)		
申請の理由			

※ 使用許可書を添付のこと。

様式第5号（第9条関係）

津山圏域クリーンセンターリサイクルプラザ使用料還付申請書

年 月 日

津山圏域資源循環施設組合 管理者 殿

申請者 住所(所在地)  
(団体名)  
氏 名  
(代表者職及び氏名)  
電話番号

津山圏域クリーンセンターリサイクルプラザの使用料について、次のとおり還付を受けたいので申請します。

許可年月日	年 月 日	許可番号	第 号
使用許可施設	大研修室 ・ 小研修室 ・ 体験工房1 ・ 体験工房2		
行事等の名称			
使用許可日時	年 月 日 ( 曜日) 午前・午後 時 分から 年 月 日 ( 曜日) 午前・午後 時 分まで ( 時間)		
既納の使用料	円	還付申請額	円
申請の理由			

※既納の使用料に係る領収書を添付してください。